



医師  
看護師  
ヘルパー

健友会 電話 03-3387-3051



2020年5月 号外

発行 社会医療法人社団健友会  
中野・杉並健康友の会  
〒164-0001 中野区中野 5-44-3  
TEL 03-3387-3051 FAX 03-3388-1381  
編集 「健友」編集委員会  
ホームページアドレス www.kenyu-kai.or.jp/

## 新型コロナウイルス感染症にかかわる健友会の対応

### 患者、健康友の会会員、地域の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が広がっています。医療と介護の総合的な事業を担う当法人も日々対応に追われておりますが、保健所等とも相談し、医療や介護が継続できるよう万全の対策で対応しています。

「健友」は、5月号外として通常のものではなく「新型コロナウイルス」についての必要な情報をお届けする内容に切り替えて発行することにしました。こうした状況乗り越えるために皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 新型コロナウイルス感染が心配な方

今後自治体ごとに抜本的な内容が随時示される予定です。次の症状がある方は下の(1)(2)を目安に、自治体からの提示に基づいてお問い合わせください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。  
※高齢者や基礎疾患等のある方は、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- (4/17の編集段階)現在、健友会の病院・診療所では新型コロナウイルスの検査はできません。自治体の方針に基づいて、各所へお問い合わせください。
- (1)(2)以外で発熱や風邪症状のある場合は、『必ずあらかじめ電話で』病院・診療所にご相談ください。
- 健友会の病院・診療所で受診される場合は、時間や待合を分けて診療をいたします。来院時間等を指定します。

### 受診等に際して患者、健康友の会会員、地域の皆様へ

- 健友会の病院と全診療所、介護事業所は標準予防策を講じた上で通常通り行っております。
- 全ての受診や利用において熱や風邪症状がある方はあらかじめ**お電話でご連絡ください**。通常とは別の対応になります。(診療所にお問い合わせまたはホームページをご参照ください)
- 電話での診療も行っておりますので、積極的に活用ください。(風邪薬などの急性疾患の薬も対象になります)
- 入院患者さんの面会は全面禁止になっています。
- 訪問診療や透析医療も標準予防策を講じたうえで実施しています。緊急往診も対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。



### 健康友の会の活動について

当面、健康友の会の行事は中止しています。外出を避け、室内でできる体操などを取り入れて、足腰が弱らないように意識的に動きましょ。 (同封した運動のチラシを参考にしてください。共立友の会のみ前回同封済み)  
健康のことや生活のことなど、不安なことや困りごとがありましたら、お気軽に各健康友の会事務局にお問い合わせください。友の会の活動や行事について状況が変わった場合は改めて対応についてお知らせします。

## ● 新型コロナウイルス感染症の予防策

もっとも大切なことは「標準的な感染症予防策」。通常のインフルエンザ予防策と同じです。症状が出ない潜伏期でも感染する場合があります。人混みや集会への参加は避けましょ。

 <p>1 こまめに石けんで手洗い</p>	 <p>2 せきやくしゃみが出るならマスク</p>	 <p>3 症状が軽いなら自宅で休養</p>	 <p>4 病院に行くなら事前に電話</p>
 <p>5 人混みにはなるべくいかない</p>	 <p>6 重症化しないようタバコはやめる</p>	 <p>7 部屋の換気を十分に</p>	 <p>8 栄養・運動・休養で体調管理を万全に</p>

# 新型コロナウイルスに関する支援制度

困りごと	制度	内容	相談先
<b>生活費</b> 	<b>緊急小口資金</b>	休業者向け。無利子で最大20万円借りられる。返済期間は最長3年以内3年以内	お住いの市区町村の 社会福祉協議会 中野:03-5380-5775 杉並:03-5347-3134
	<b>総合支援資金</b>	失業者向け。単身世帯は45万円、2人以上世帯は60万円を無利子で借りられる	
<b>仕事</b> 	<b>傷病手当金</b>	けがや病気の場合、条件を満たせば平均の標準報酬日額の3分の2を受け取れる	健康保険者
	<b>失業手当</b>	勤め先の指示で休む場合、直近3カ月の平均賃金の6割以上を受け取れる	勤め先
	<b>小学校休業等 対応助成金・ 支援金</b>	休校中の子どもの世話で休んだ従業員の給与を全額払った勤め先に日額上限8330円を助成。フリーランスには日額4100円を支給	厚労省 コールセンター 0120-60-3999
<b>住まい</b> 	<b>住居確保給付金</b>	住まいを失った人や失いそうな人向け。原則3カ月分の家賃相当額を受け取れる	自治体の窓口
<b>税、 社会保険料等、 公共料金</b>	<b>支払い猶予</b>	税は原則1年支払い猶予。社会保険料、電気・ガス・水道料金も猶予あり	税務署、年金、 事務所、電力、 ガス会社、水道局
<b>全般</b>	<b>生活保護</b>	自助努力をしても基準以下の収入しかない場合、生活費や住居費などのお金を受け取れる	自治体の 福祉事務所 中野:03-3228-8926 杉並:03-3398-9104

健友会の事業所では無料低額診療事業をしています

医療費のお支払でお困りの方はご相談ください

無料低額診療事業とは…経済的理由により必要な医療が受けられない方々に、安心して治療を受けていただくための事業です。

利用するためには…収入状況等確認・申請による審査のうえ、適用となれば医療費の保険診療分が無料または低額になります。

〈対象となる方〉  
経済的な理由で  
治療費の支払いが  
困難な方

#### 実施事業所

中野共立病院 03-3386-3166(代)  
中野共立病院附属中野共立診療所  
03-3386-7311(代)  
川島診療所 医科 03-3372-4438  
歯科 03-3373-2741

**不安に付け込む  
デマや詐欺・泥棒に  
注意!**

怪しい電話はすぐに切って、できるだけ留守電にしておきましょう。不審に思ったら、最寄りの警察署に相談するか、消費者ホットライン「188」番に電話し、最寄りの消費者センターの紹介を受け相談しましょう。留守以外にも在宅中に泥棒に侵入されるケースもあるので、ご注意ください。

